
工事一時中止に係る ガイドライン（案）

広島県

平成 27 年 1 月

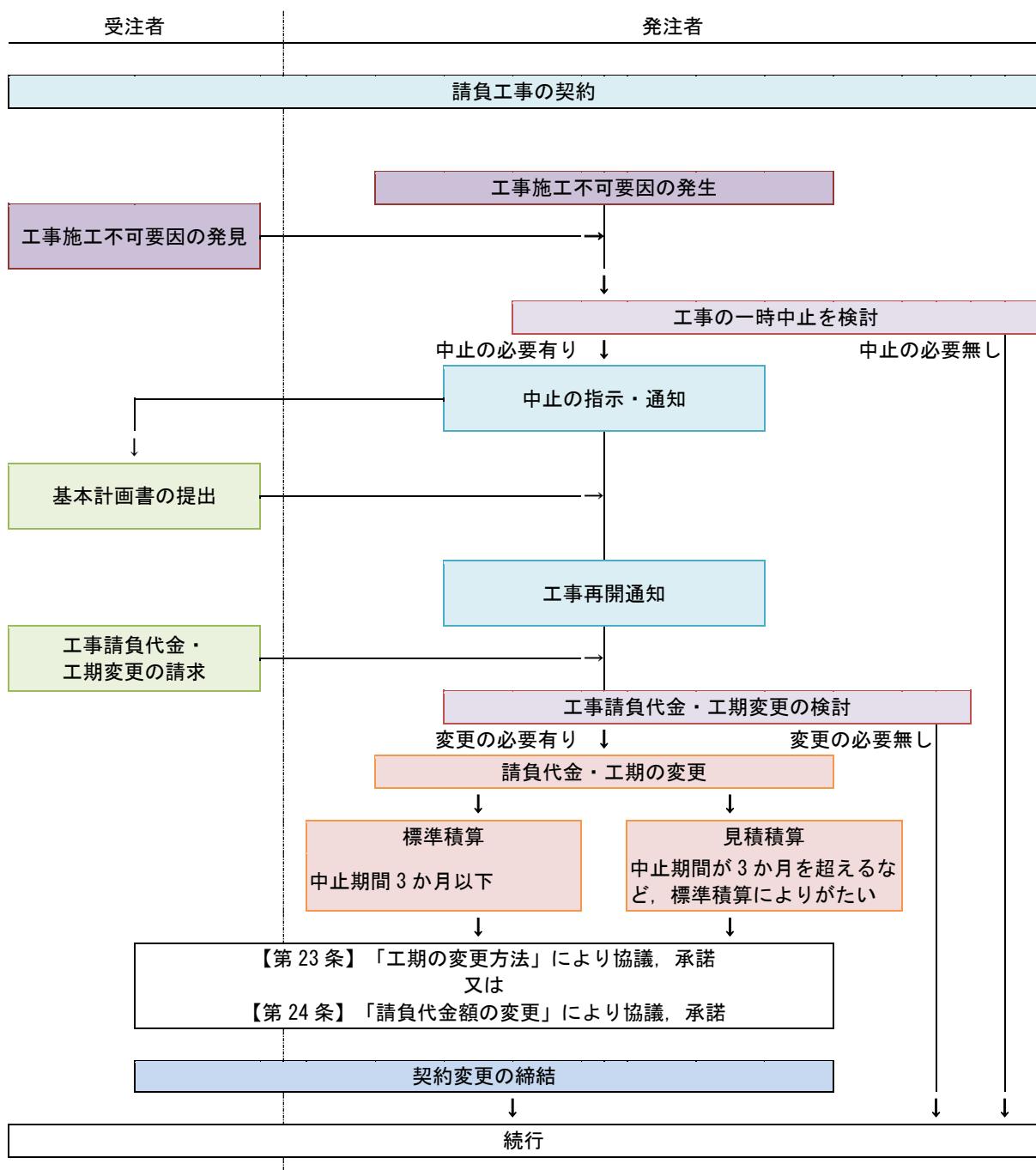
1	ガイドライン（案）について	1
2	工事の一時中止に係る基本フロー	1
3	発注者の中止指示義務	2
4	工事を中止すべき場合	3
4-1	工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合	3
4-2	自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合	3
5	中止の指示・通知	4
5-1	発注者の中止権	4
5-2	工事の中止期間	4
6	基本計画書の作成	4
6-1	記載内容	4
6-2	管理責任	4
7	請負代金額又は工期の変更	5
7-1	請負代金額の変更	5
7-2	工期の変更	5
8	増加費用の考え方	5
8-1	本工事施工中に中止した場合	5
8-2	契約後準備工着手前に中止した場合	7
8-3	準備工期間に中止した場合	8
9	増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	9
9-1	増加費用の設計書における取扱い	9
9-2	増加費用の事務処理上の取扱い	9
10	参考	10
10-1	増加費用の費目と内容	10

1 ガイドライン（案）について

本ガイドラインは、建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第20条（工事の中止）により、発注者が工事の全部又は一部の施工を一時中止させる場合の対応について、発注者及び受注者の事務処理の参考となるよう策定した。

また、工事の一時中止に伴う増加費用の積算については、土木工事標準積算基準書を参考にしている。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



3 発注者の中止指示義務

受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。（契約約款第 20 条）

※ 以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考え方とする。

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合、受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる。

このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる。

契約約款第 16 条規定する発注者の工事用地等確保の義務、第 18 条に規定する施工条件の変化等における手続と関連することから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる。

発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある。

注) 中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては次のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※ 大幅な工期延期とは、契約約款第 45 条（受注者の解除権）1 項（2）を準拠して、「延期期間が当初工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超える場合」を目安とする。

4 工事を中止すべき場合

受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合次の2つが契約約款第20条に規定されている。

- 1 工事用地等の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できないと認められるとき
- 2 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき

また、発注者は、この規定以外にも、必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※ 中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

4-1 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（契約約款第16条）施工できない場合。

設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約約款第18条）施工を続けることが不可能な場合。

4-2 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。

「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。

5 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。（契約約款第20条）

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示する。

5-1 発注者の中止権

発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断。

5-2 工事の中止期間

受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

そして発注者は、一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

このことから、中止期間は、中止を指示したときから中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6 基本計画書の作成

工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。（土木工事共通仕様書1-1-1-13）

実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

6-1 記載内容

- ・ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ・ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ・ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

6-2 管理責任

- ・ 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ・ 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

7 請負代金額又は工期の変更

工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

7-1 請負代金額の変更

発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

7-1-1 増加費用

- ・工事用地等を確保しなかった場合
- ・暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

7-1-2 損害の負担

- ・発注者に過失がある場合に生じたもの
 - ・事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区別しないものとする

7-2 工期の変更

工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当であり、地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。

このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

8 増加費用の考え方

8-1 本工事施工中に中止した場合

8-1-1 増加費用の範囲

増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。（本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事）

(1) 工事現場の維持に要する費用

中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(2) 工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

(3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者又は技術職員の転入に要する費用等

8-1-2 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受注者と発注者が協議して行う。

増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。

一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。

(1) 積上げ項目

1) 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用

直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用

直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

(2) 率で計上する項目

1) 運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
大型機械類等の現場内小運搬

2) 安全費の増加費用

工事現場の維持に関する費用

※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用

3) 役務費の増加費用

仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

4) 営繕費の増加費用

現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用

5) 現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注) 標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び中止期間が3か月を超える場合は、別途、見積りによる積上積算とする。

8-1-3 増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は次のとおりとする。

ただし、中止期間3か月以下は標準積算により算定し、中止期間が3か月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者及び受注者で協議を行い増加費用を算定する。

※ 見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4か月の場合、4か月分の見積）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

8-2 契約後準備工着手前に中止した場合

契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。



8-2-1 基本計画書の作成

契約款第16条（工事用地の確保等）2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。

このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

8-2-2 増加費用

一時中止に伴う増加費用は計上しない。

8-3 準備工期間に中止した場合

準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。



8-3-1 基本計画書の作成

受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し承諾を得る。

8-3-2 増加費用

増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・受注者が協議して決定する。（積算は受注者から見積を求め行う。）

9 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

9-1 増加費用の設計書における取扱い

増し分費用は、一時中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。

ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

9-2 増加費用の事務処理上の取扱い

増し分費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。

増し分費用は、受注者の請求があった場合に負担する。

増し分費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

10 参考

10-1 増加費用の費目と内容

増し分費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

10-1-1 現場における増し分費用【積上又は率により計上】

(1) 材料費

1) 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したもの）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

2) 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

3) 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

(2) 労務費

1) 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

2) 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

(3) 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

(4) 機械経費

1) 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

(5) 運搬費

1) 工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用

中止時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

2) 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

(6) 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

(7) 仮設費

1) 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

2) 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者が協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）

(8) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

(9) 安全費

1) 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

2) 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

(10) 役務費

1) プラント敷地、材料置場等由敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

2) 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

(11) 技術管理費

原則として増し分費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

(12) 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

(13) 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

(14) 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のため、発注者と受注者の協議により定めた次の費用

- ・元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものも含む。）に支給する給料手当の費用
- ・中止時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ・工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

(15) 労務管理費

1) 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。

なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

2) 解雇・休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

(16) 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

(17) 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

10-1-2 本支店における増し分費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

10-1-3 消費税相当額

現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用